アメリカ合衆国の連邦緊急事態管理庁 FEMA の機構再編

土屋　恵司

【目次】

はじめに
Ⅰ　連邦及び州のハリケーン・カトリーナ災害対応についての評価
Ⅱ　2006年ポスト・カトリーナ緊急事態管理改革法による改革後の FEMA
Ⅲ　課題
翻訳：全米緊急事態管理（2006年ポスト・カトリーナ緊急事態管理改革法による改正後の2002年国土安全保障法第Ⅴ編）

はじめに

2005年８月29日、ハリケーン・カトリーナが北米大陸南部のメキシコ湾岸地域を直撃した。

この大きなハリケーンの襲来に備えていたアメリカの連邦緊急事態管理庁（Federal Emergency Management Agency. 以下 FEMA とする）をはじめとする連邦政府の災害対策組織や州の消防、警察、州兵などが、所定の計画に従い災害対応行動を展開した。しかし、ハリケーンの規模が想定をはるかに超えるものであったことに加え、避難、救援物資の供給、被災地の安全など多くの面で、対応活動が所期の効果をもたらさず、結果として災害は未曾有のものとなった。

最も被害が大きかったルイジアナ州ニューオーリンズ市では、暴風雨による家屋の損壊に加え、近接する大きな湖から湖水が堤防を越えて濁流となって市内を襲い、市街地は広範囲に渡り浸水、被害が拡大した。さらに、一部地域で火災が発生したほか、暴動、略奪などが頻発しているという虚報も交えた情報も飛び交い、市内の治安は一挙に悪化した。

住民は、ニューオーリンズ市から避難を命じられ、指示された避難所等に収容されたが、その避難場所も騒然としており、警察などの警備にもかかわらず、犯罪その他のトラブルの危険にさらされているという避難民の不安、恐怖を鎮めることはできなかった。

このことについて、FEMA の長官が的確な指揮を怠ったことや、大統領が迅速に関与しなかったことなどが指摘され、連邦及び州の政府は各方面からの非難を浴びることとなった。

2007年２月現在、連邦、州、市は、それぞれの立場で、災害からの復旧に努めているが、その過程で、将来の災害への備えも進められている。特に連邦政府は、各方面からの批判に応えるかたちで、2007会計年度国土安全保障歳出予算関連法案において、FEMA の組織改革を中心に連邦レベルの緊急事態対応に関する大規模な改正を行った。FEMA の組織機構再編は、2007年３月末に完了する。

本稿は、ハリケーン・カトリーナ災害対応の再検討を契機にした FEMA の機構再編について解説する。

Ⅰ　連邦及び州のハリケーン・カトリーナ災害対応についての評価

ハリケーン・カトリーナが去った直後から連邦議会や連邦政府は、各方面からの批判を受けて、それぞれ調査を開始した。

連邦議会下院は、2005年９月15日、超党派の議員で構成するハリケーン・カトリーナ襲来に対する準備及び対応を調査する特別委員会（Select Bipartisan Committee to Investigate

the Preparation for and Response to Hurricane Katrina）を設置し、約5か月にわたり関係者からの意見聴取その他の調査を行った。(注1)

上院では、下院特別委員会の調査と併行するかたちで、2005年9月14日から2006年4月21日までの間、常任委員会である国土安全保障・政府問題委員会（Committee on Homeland Security and Governmental Affairs）がハリケーン・カトリーナに関連した問題について調査を行った。(注2)

一方、連邦政府では、大統領官邸（ホワイトハウス）と国土安全保障省監察総監（Inspector General）(注3)による調査が行われた。

ホワイトハウスの調査は、ブッシュ大統領が2005年9月25日ハリケーン・カトリーナによる最大の被災地ニューオーリンズ市で行った米国民への演説で、連邦政府はハリケーン災害を教訓として、全米が必要とする改革を行うことを約束したことを受けて、大統領の国土安全保障顧問官（Homeland Security Advisor）を中心として行われたものである。(注4)

国土安全保障省監察総監による調査は、監察総監本来の任務である同省の内部監査の一環である。監察総監は、大規模な災害が起きるたびにFEMAを含む同省傘下の諸機関の対応について頻繁に調査及び評価を行っているが、ハリケーン・カトリーナ災害についても、被災地ごとに詳細な監察を行った。さらに、ハリケーン・カトリーナの襲来に直接対応して連邦や州の災害対策関連機関の活動が最も強力に展開された期間（最初の1週間）及び連邦政府の災害対策の3つの側面、すなわち準備、対応及び復旧が展開された最初の5週間におけるFEMAの活動を再検討した。

この調査では、FEMAの活動についてハリケーン・カトリーナ災害の10年前からのFEMAの準備及び対応能力の整備について評価し、組織の能力及び姿勢について判定を行ったことに他の調査とは別の意義が認められる。調査報告には、そうした検討結果に基づき38の勧告が掲げられている。(注5)

こうした調査のうち連邦議会上下各院がそれぞれ独自に行った調査での事実認定及び勧告は、連邦政府の緊急事態管理の体制を改革する立法に直接つながる重要な意義をもつものである。FEMA改革の立法面での動向を紹介するという本稿の趣旨に沿って、以下では連邦議会上院及び下院の調査報告の概要について記述することとする。

1　連邦議会下院の特別委員会による調査報告書

下院の調査報告書は、以下のような事実認定を記述している。

＜準備における問題点＞

(1)　2004年に行った「仮想ハリケーン・パム（Hurricane Pam）」の災害対応演習は不完全なものであった。(注6)

(2)　国防総省（Department of Defense）は、軍と民間との合同演習から得た教訓を取り入れ、またはそれらを実行したことはない。こうしたことを行ったことがあればハリケーン・カトリーナに対する対応はより効果的なものになったことであろう。

(3)　国防総省は、情報共有プロトコルを欠いていた。このようなプロトコルがあれば、共通の状況認識及び軍のすべての構成部門相互の通信を強化することになったであろう。

(4)　ハリケーン・カトリーナ対応合同部隊のスタッフは、合同訓練を受けていない。このことは、現役部隊との間の調整を欠く原因となっている。

(5)　陸軍工兵隊（Army Corps of Engineers）は、ハリケーン・カトリーナの被災者に重要な資源を提供したが、ハリケーン上陸前の準

備は十分とはいえなかった。

(6) ニューオーリンズの堤防が最大級の規模のハリケーンの襲来に耐えられるように造られてはいなかった。このことは堤防の維持管理の責任が分散していたことにも一因がある。さらに堤防の決壊を警告するシステムがないことなどが堤防の修復を遅らせた。

(7) 国土安全保障省及び州は、この大惨事に対応した準備をしていなかった。

① 州及び地方の準備補助金の使用目的がもっぱらテロ対策に向けられていた。

② 国土安全保障省の大規模な準備にはハリケーン・カトリーナの大惨事の影響に対応する準備はなかった。

③ 国土安全保障省と FEMA は、ハリケーン・カトリーナ対応のための適切な教育を受け、かつ経験を有するスタッフを擁していなかった。

④ FEMA の全米緊急事態対応の準備は不適切で、結果的に連邦対応の効果をそいだ。

(8) 全米の緊急事態管理支援協定（Emergency Management Assistance Compact：EMAC）[注7] の手続き、打合せ段階の州の協定及び州兵の装備は改善の必要がある。

(9) 州兵の装備、要員及び訓練の不足は、州兵の対応に影響した。

＜対応における問題点＞

(1) 避難は被災地全体では比較的うまく進んだが、ニューオーリンズでは避難命令が遅れ、徹底できなかったことや、ハリケーン上陸前にタイムリーに行われるべき避難が遅れたことにより、避けられたはずの人的物的被害をもたらした。さらに連邦や州の職員がハリケーン上陸後の救援活動に参加するのが遅れ、その後の避難や援助が遅れることとなった。

(2) 全米対応計画（National Response Plan）[注8] の重要な事項について的確な実行がなされなかった。その原因として次のようなことが指摘できる。

① 大統領への適切な助言がなかった。

② 全米気象庁（National Weather Service）が大規模なハリケーンがニューオーリンズを襲うと予報し、大統領が緊急事態宣言を発する2日前に国土安全保障長官は全米非常事態を宣言すべきであったが、実際はなかった。

③ 国土安全保障長官がハリケーン上陸の遅くとも2日前には政府機関緊急事態管理者会議（Interagency Incident Management Group）[注9] を招集し、予測される被害について分析し、連邦の対応について提案するべきであったが、実際にはその作業が行われなかった。

④ 国土安全保障長官は、ハリケーン上陸2日前に、必要な訓練を修了した首席連邦職員名簿から首席連邦職員（Principal Federal Official）[注10] を任命すべきであったが、これを怠った。

⑤ 連邦政府の積極的対応が必要だとの認識は従来から共有されていたが、実際には実行されなかった。

⑥ 国土安全保障長官は大惨事付属文書（Catastrophic Incident Annex）[注11] にある計画を実行し、司令に受動的に従う形から、司令に応じて積極的に活動するという形に完全に変換するよう連邦対応態勢を指示するべきであった。

⑦ 国土安全保障長官による大惨事付属文書の計画が実行されないまま、連邦対応が積極的なものへと展開するまでに数日間が経過してしまった。

⑧ 国土安全保障司令センター（Homeland Security Operations Center）[注12] は、災害の間中、状況についての有意義な情報をホワ

イトハウス及び枢要な地位にある司令官に提供することを怠った。

⑨　ホワイトハウスは、様々な損害評価の衝突を回避することができず、最終的に正確であると判明した情報を無視する結果となった。

⑩　連邦政府機関は、国土安全保障省を含め、全米対応計画や全米有事管理システム（National Incident Management System）[注13]の下における役割及び責務に精通していなかった。

⑪　緊急事態管理支援協定（EMAC）の適用が開始されると、協定加盟機関の相互扶助による支援が効果を発揮して、従来なかったような水準で、タイムリーかつ効果的に被災地での救援活動が行われることとなった。

⑫　もっと早い時に大統領の関与があれば、より効果的な対応ができたかもしれない。

(3)　大規模な通信被害が生じたため、被災により支障が生じた対応活動、指揮及び統率並びに状況認識機能を代替する適切な措置を講じることができなかった。

①　大規模な通信被災が、指揮及び統率、状況認識などで連邦、州及び地方の執行能力の制約となった。

②　地方や州の対応従事者の一部は、通信被害の備えを講じていたが、それでも問題が生じた。その他の対応従事者は、何らの準備も無くハリケーン災害に対応することとなった。

③　全米通信システム（National Communication System）は、ハリケーン・カトリーナ災害により多くの問題が生じた。災害対応の最中における重要な通信は維持できたが、システム全般に生じた障害により、対応や救援物資の配送などに遅れや支障がもたらされた。

(4)　指揮と統率があらゆるレベルで不全となり、救援を遅らせた。

通信が途絶え、状況認識に支障をきたしたことにより、指揮と統率が麻痺した。

要員訓練が不十分で、資金も無いことから、指揮と統率は弱体であった。弱体化した指揮と統率により、多くの救援活動の遅れが生じた。

＜軍隊による対応上の問題点＞

(1)　軍隊は極めて重要な役割を果たしたが、調整が行われなかったり、不十分であったりして、効果が減殺された。

①　州兵と現役陸軍部隊の共同行動がなかったため、軍隊の対応が妨げられた。

②　国防総省も、ハリケーン上陸後の状況について的確な状況認識ができず、そのことが原因となって対応に遅れが生じることとなった。

(2)　ハリケーン・カトリーナ対応合同部隊、州兵、ルイジアナ州及びミシシッピ州には、必要な通信装備がなく、現場での調整に必要とされる円滑な相互運用性を欠いていた。

(3)　捜索及び救援作戦は、大きな成功を収めた。しかし、軍隊、州兵、沿岸警備隊及びその他の救援組織の間の調整と統合は、欠けていた。

＜被災地の秩序回復における問題点＞

地方の法執行の崩壊と効果的な公共通信の欠如が市民を不安に陥れ、救援をさらに遅延させるという結果を招いた。

(1)　ハリケーン被災地で無法状態が生じ、暴力行為が頻発したが、このことは様々な条件によるものであった。

(2)　ニューオーリンズ警察は、活動を継続する備えがなく、ほぼ完全に能力を失った。

(3)　政府の公共通信対策の欠陥が露わになり、

また暴力についてのメディアの誇大な報道によって公衆の間に不安感が高まった。このことは、救援をさらに遅れさせることになった。

⑷　緊急事態管理支援協定 EMAC と軍隊による支援活動は、法と秩序を回復させるために重要な役割を果たした。

⑸　連邦の法執行機関もまた、法と秩序を回復し、災害対応の活動を調整するために重要な役割を果たした。

＜緊急医療の問題点＞

医療措置と避難活動についてみると、質の高い準備がなされていなかったことに加え、通信が適切に整備されていなかったことや活動の調整上の問題などが障害となり、円滑な展開が妨げられた。

⑴　医療要員の配置が受動的なものにとどまり、先を見越した積極的なものではなかった。

⑵　医療関係の物資や装備についての計画が不十分で、前もって配備されていなかったために、遅延や不足が生じた。

⑶　ニューオーリンズは、「特別なニーズ」をもつ住民の避難や医療の備えがなく、さらに、ニューオーリンズの職員は「特別なニーズ」について共通の考えをもっていなかった。

⑷　ほとんどの病院、退役軍人省医療センター（Veterans Affairs Medical Center）の緊急事態計画は避難をいつ行うかについては、具体的な指針をもっていない。

⑸　新しいニューオーリンズの病院、退役軍人省医療センター及び医療の最前線で活動する人は、医療施設の完全な避難に十分備えていなかった。

⑹　政府は、民間航空を患者の避難に効果的に利用するための調整ができなかった。

⑺　病院と退役軍人省医療センターの緊急事態計画は、通信のニーズに十分備えていなかった。

⑻　通信の機能不全により、病院等が救援を求めることができなかった。

⑼　医療従事者が適切な通信装置をもたず、あるいは共同利用できる通信システムがなかった。

⑽　ニューオーリンズの介護施設の避難決定が主観的な判断で行われ、あるケースでは、死者が出たが、客観的な判断ができていれば、それは回避できるものであった。

⑾　患者の医療記録が電子的に保存されていなかったため、避難患者の治療に支障や遅れが生じた。

⑿　保健福祉省（Department of Health and Human Services）と全米災害医療システム（National Disaster Medical System）は、全米災害医療システムを緊急支援機能-8(注14)のもとで誰が統御するかについて共通の認識を有していない。

⒀　調整がないことにより、遺体の回収に手間取ることとなった。

⒁　配備上の混乱、任務についてのあいまいさ、政府のお役所的やり方によって医療が遅れた。

＜避難所・仮住居についての問題点＞

ハリケーン・カトリーナ災害の強度が、長年弱体であった FEMA の能力を圧倒して、緊急避難所や仮住居の十分な提供が遅々として進まなかった。

⑴　避難所を十分に用意した移転計画が作られなかった。住宅計画は場当たり的で、適切なものとはいえなかった。

⑵　州と地方の政府による避難所の選定は、最終的に不適当なものとなった。地域の避難所データベースがないために、避難と避難のプロセスが納得できるものとならず、実際に効果が見られなかった。

⑶　避難所から出て仮住居に入るまでに甚だし

い遅れがあった。こうした遅れは、仮住居建設の限界によるものであって、職員が予測していて然るべきものである。

(4) FEMAは、大規模な住宅建設に着手する際に住宅建設都市開発省（Department of Housing and Urban Development）の専門性を利用できなかった。

＜後方支援についての問題点＞

FEMAの後方支援（logistics）と調達システムは、目標を設定して大規模かつ持続的に行うべき物資の提供を支援することができなかった。

(1) FEMAの運営は、既存の必要条件及び供給網にある資源についての状況認識が不十分なまま行われていた。後方支援システムは、必要な場所で必要な時に必需品、装置及び要員を揃えることが極めて困難な場合が多く、要請に応えられなかった。

(2) 連邦の支援を要請する手続きについても住民の不満が高まった。

(3) 事前の調達を怠っていたため、急いで物資を入手した時に混乱状態に陥り、無駄を生じたり、詐欺に遭う危険を招いた。

(4) カトリーナ災害の前にもFEMAは十分な訓練を受けた調達の専門家がいないという問題を抱えていた。国土安全保障省は、権限が分散されていて、統一的な取組みができなかった。調達部局には仕事の量と調達金額に見合うだけの人員はいなかった。

(5) 地方の契約官の参加に関するあいまいな制定法上の指針により、瓦礫の片付けその他の役務を調達することに関する争いが今も続いている。

＜慈善団体についての問題点＞

慈善団体による支援は多くの寄与をした。しかし、米国赤十字（American Red Cross）やその他の慈善団体の多くは、組織の規模も、後方支援能力も十分でなく、避難者の受入れが組織化されていないなどの問題に直面した。

下院報告書は、以上のとおり詳細にわたり連邦政府のハリケーン・カトリーナ災害に対する対応について事実認定を行った。事実認定の記述は、連邦政府の対応の批判に終始しているわけではなく、的確で適正であったところは高く評価をしており、全体として説得力のあるものとなっている。また、特に勧告をとりまとめて掲げているわけではないが、事実認定の文脈の中で、多くの提言を示唆している。

2　連邦議会上院の国土安全保障・政府問題委員会による調査報告書

上院報告書は、上記の下院報告書の2倍近いページを費やした膨大なものであり、そのほとんどは事実の記述と分析とに費やされている。しかし、分析の元となった事実の認定については、下院の調査報告書が記述した事実認定と矛盾するものがあるわけではなく、全く別の事実認定がなされているわけでもない。下院報告書との最も大きな違いは、明確に整理された提言の部分にある。以下では、それらの提言のうちから主要なものを紹介する。

上院報告書は、7つの中核となる提言とそれに付随する一連の戦術的提言を掲げている。それらの提言のうち、7つの中核となる提言とは、以下のとおりである。

(1) FEMAを廃止し、代わりに全米準備・対応庁（National Preparedness and Response Authority. 以下NPRAとする）という名称の、より高い能力を備えた強力な組織機構を設置する。

NPRAは、国土安全保障省の内部組織とする。NPRA長官は、国土安全保障副長官の地

位にあって、大惨事の間は、大統領と直接の意思疎通を図る。また、大統領に対し、統合参謀本部（Joint Chiefs of Staff）の議長と同じような形で全米緊急事態管理に関する助言を行う。NPRA の幹部職員は、こうした能力と資格をもつ指導者であることを保障するために、公共部門、民間部門、非営利部門の如何を問わず、危機管理並びに実質的な管理及び指導に経験を有する専門職から選出する。

⑵　新たな組織に、災害の準備及び対応の中核となる全責任を与える。

⑶　地域の活動を強化し、連邦の機関と州との間の調整に備え、かつ地域の初動チームを整備する。

⑷　真正の、政府の活動領域を対象範囲とする活動センターを設置し、災害の状況認識を強化し、機関間の調整について運用管理する。

⑸　米国内の連邦、州、地方及び部族[注15]の政府すべてのレベルでの全米の緊急事態管理の中核となるシステムについて、常に関与関係を更新し、維持する。

⑹　災害や大惨事に対する米国の対応を支える機能を強化する。

⑺　大惨事に対応する米国の能力を向上させる。全米対応計画における大惨事付属文書（Catastrophic Incident Annex）を関連の機関に十分に理解させ、併せて大惨事補追文書（Catastrophic Incident Supplement[注16]）を完成させ、公表する。

以上に掲げた提言は、FEMA の組織機構の規模が削減されてきたことによりその機能及び能力も弱体化されてきたという認識に基づいている。この認識は、下院報告書と共通するものである。上院報告書と下院報告書との最も大きな相違は、FEMA に代わる新たな組織機構を設けることを主張している点にある。

II　2006年ポスト・カトリーナ緊急事態管理改革法による改革後の FEMA

連邦議会における上記２つの報告に基づき、2006年５月頃から上下各院それぞれにいくつもの法案が上程された[注17]。同じ時に、下院では2007会計年度の国土安全保障歳出予算関連法案（HR5441）が上程された。これらの法案審議の過程で、FEMA の改革に関する規定が予算法案の中に取り込まれていった。

2006年10月４日、大統領の署名を得て、2007会計年度国土安全保障省歳出予算法[注18]が成立した。

この法律は、その題名のとおり、2006年10月１日から2007年９月末日までの2007会計年度における国土安全保障省歳出予算に関連する法律であるが、その法文テキストの約３分の２[注19]は米国における緊急事態管理に関わる規定（第VI編[注20]）である。

この第VI編の規定は、2006年ポスト・カトリーナ緊急事態管理改革法（Post-Katrina Emergency Management Reform Act of 2006）という略称をもち、2002年国土安全保障法（Homeland Security Act of 2002. 以下 HSA という。[注21]）の第Ｖ編における FEMA の組織機構に関する規定の改正規定と、緊急事態下における救援プログラムに関するスタフォード法[注22]の改正規定を中心として構成されている[注23]。

FEMA は、2006年ポスト・カトリーナ緊急事態管理改革法により、それまでの FEMA の機能のすべてを継承し、かつ、国土安全保障省の準備総局（Preparedness Directorate）の一部の機能について関連の組織機構、職員及び資産を含めて移管を受けるかたちで、組織機構が再編された。

以下に、2006年ポスト・カトリーナ緊急事態管理改革法による改正後の HSA 第Ｖ編のうち、FEMA の組織機構に関する規定について解

説をする。第Ⅴ編の主な規定の日本語訳は本稿末尾に掲載したので参照されたい。

1　FEMA の任務の改正

FEMA は、1979年の発足以来、連邦、州及び地方の政府が緊急事態に効果的に対応することができるように、緊急事態発生前の準備（preparedness）、発生時の対応（response）、被害の緩和（mitigation）、その後の復旧（recovery）という事態の推移に即した対策を講じることを任務としてきた。

これら緊急事態の推移に従い展開する状況に即した対策の体系は、総合的緊急事態管理システム（comprehensive emergency management［CEM］system）と呼ばれている。

HSA により、FEMA は、国土安全保障省の機構に組み込まれた（改正前の第503条及び第507条参照）。

今回の改正では、国土安全保障省内の FEMA の組織機構上の位置づけがより明確化され（第506条参照）、強化され（第503条(c)参照）、その任務が主要任務（第503条(b)(1)）と長官の任務とされる固有の活動（第503条(b)(2)）とに整理された。

(1)　主要任務

FEMA の主要任務は、リスクに基づく総合的緊急事態管理（CEM）システムの維持、管理及び運用である。このことは、FEMA の機能について定める改正前の第507条に規定されていたものであるが、改正後の第503条（新設）にほぼ同一の表現で定められた。

この主要任務に関連して、FEMA 長官の権限・責務の観点から表現を改めた別の規定が置かれている（第504条(a)(9)及び(10)並びに同条(b)参照）。

(2)　固有の任務

FEMA の主要任務を支えるために、FEMA 長官は以下のことを固有の任務とすることとされた。

- 総合的緊急事態管理システム（CEM）における主導的役割
- 国の資源を有効に利用した CEM の構築のための民間部門を含む関係者・機関との連携
- 迅速かつ効果的な連邦の対応能力の開発
- FEMA 内部の責務の統合
- 地域局の設置及び維持管理
- 国土安全保障省の関連組織との調整
- 全米の対応能力の構築のための支援
- 特定の有事に対応するための、特異な能力の形成も含む、戦略の開発及びその実施の調整

2　FEMA 長官の地位

(1)　FEMA 長官の任命、資格要件

FEMA 長官の任命について、改正前は明確にされていなかったが、改正後は、大統領の任命によること（第503条(c)(1)）と資格要件（第503条(c)(2)）とが明記された。

(2)　長官と大統領、国土安全保障長官その他の上位機関との関係

改正により FEMA 長官は、国土安全保障長官（Secretary）との間に直接的な指揮監督関係にあることが明記された（第503条(c)(3)）。改正前は、国土安全保障長官と FEMA との間には、緊急事態対応担当次官（Under Secretary for Emergency Preparedness and Response）が介在していたが、今回の改正ではその介在については規定されていない。

また、FEMA 長官は、大統領、国土安全保障会議（Homeland Security Council）及び国土安全保障長官に対する米国の緊急事態管理に関するあらゆる問題についての主たる助

言者としての役割を与えられ、また、連邦議会に対しては、緊急事態管理に関する勧告を独自に行うことができることが認められた（第503条(c)(4)）。このことにより、FEMA の位置は、一層明確なものとなった。

さらに、大統領の判断で、必要に応じ長官を閣議の一員に加えることができることとされ（第503条(c)(5)）、緊急事態において直接 FEMA 長官を指揮する大統領の権限が実質的なものとなった。

3　FEMA の組織の維持・保全

FEMA の組織は、国土安全保障省内の明確な組織体として維持されることが明記され（第506条(a)）、その再編については、国土安全保障長官の裁量権から排除された（第506条(b)）。任務の変更についても同様に国土安全保障長官の裁量権は制限された（第506条(c)）。

4　FEMA に新たに組み込まれた組織機構と FEMA 長官の権限責務

FEMA は、それまでの FEMA の組織機構及び国土安全保障省準備総局から移管を受けた組織機構並びに新設の3つの組織機構すなわち障害者問題調整官（Disability Coordinator）、小規模州・農山村問題担当官（Small State and Rural Advocate）及び全米諮問会議（National Advisory Council）から成るが、改正後の第Ⅴ編には10の地域局（Regional Office）などの既存の下位組織機構に関する FEMA 長官の権限責務について明確にする規定も盛り込まれた。

以下に、これらの組織機構と FEMA 長官の権限責務について、第Ⅴ編の規定に従い列挙する。

(1)　緊急事態対応従事者（emergency response provider）の監督

緊急事態対応従事者とは、連邦、州及び地方の緊急事態下において公共の安全、法執行、緊急対応、緊急医療（緊急病院施設を含む）その他に関連する要員、機関及び官署等、緊急事態対応措置の実施に当たる者をいう（HSA 第２条［定義］(6)号参照）。

FEMA 長官は、これら緊急事態対応従事者による対応措置の効果が確実なものとなるようにしなければならない（第504条(a)(1)及び同(11)参照）。

(2)　核有事対応チーム（Nuclear Incident Response Team）の指揮

核有事対応チームとは、エネルギー省（Department of Energy）及び環境保護庁（Environmental Protection Agency）に所属する核関連施設の要員、施設その他の資源を構成要素とする有事対応組織であり（第502条参照）、緊急事態が発生したときは、国土安全保障省の一組織として活動する（第517条参照）。

FEMA 長官は、核有事対応チームについて、基準の設定や認証、演習・訓練を行う権限及び責務を有する（第504条(a)(2)(A)及び同(B)）。核有事対応チームが国土安全保障省の一組織となった場合には、これを指揮する。また、核有事対応チームとの関連において、エネルギー省及び環境保護庁の国土安全保障計画の策定に関与し、演習・訓練、装備の資金の提供も行う（第504条(a)(2)(C)）。

(3)　連邦政府の対応体制の整備

FEMA 長官は、テロや大災害に対する連邦政府の対応の整備を責務とするが、それには連邦政府の対応を管理することのほかに以下のことが含まれる（第504条(a)(3)(B)）。

①　国内緊急事態支援チーム（Domestic Emergency Support Team）の指揮

国内緊急事態支援チームは、大量破壊兵

器の使用により引き起こされた事態やその他国内に深刻な脅威がもたらされた状況下で、関連諸機関の専門家が事前の計画に基づきFBIの指導の下で編成される組織（特別部隊）である。

FEMA長官は、連邦政府の大災害・テロ対策の一環として、このチームを指揮する。

② 全米災害医療システム（National Disaster Medical System）の指揮（第504条(a)(3)(B)参照）

③ 核有事対応チーム（国土安全保障省の指揮下にある場合）の指揮（前記(2)参照）

④ 大都市圏医療対応チーム（Metropolitan Medical Response Team）の監督（第504条(a)(3)(C)参照）

⑥ 戦略的全米備蓄（Strategic National Stockpile）における配備要請、連邦対応資源の調整（第504条(a)(3)(D)参照）

(4) テロ行為・大災害からの復旧の援助（第504条(a)(4)参照）

(5) 全米有事管理システム（National Incident Management System）の構築

全米有事管理システムは、2003年の国土安全保障大統領指令第5号に基づき国土安全保障長官が開発及び運営の責務を負うシステムであって、テロによる大惨事を含む国内でのあらゆる規模及び態様の非常事態に対する準備、防止、対応及び復旧のための効果的かつ効率的な連邦、州、地方及び部族の政府の活動についての全米に及ぶ一貫したシステムである。

FEMA長官は、連邦、州及び地方の関係者・機関と共同して、このシステムを構築しなければならない（第504条(a)(5)参照）。

(6) 全米対応計画（National Response Plan）における即応準備の調整・保証、実行の管理・保証（第504条(a)(5)及び(13)参照）

(7) 全米諮問会議（National Advisory Council）の助言に基づく調整

全米諮問会議は、FEMA長官が自然災害、テロ行為及びその他の人為的災害に対する連邦の施策について調整を確実に行うために、第508条の規定に基づき新たに設置する諮問機関である。

FEMA長官は、この諮問会議の助言を受けて調整を行う権限と責務を有する（第504条(a)(14)）。

(8) 連邦政府の作戦、統治及び計画の継続のための計画及びプログラムの準備、実行（第504条(a)(15)参照）。

(9) 全米対応調整センター（National Response Coordination Center）の運営、維持管理

全米対応調整センターとは、連邦、州、地方及び部族の政府や民間の機関がそれぞれ用意している緊急事態対応措置を調整するというFEMAの中核の機能をいう。HSAにより、FEMAは国土安全保障省の緊急事態対応総局（Emergency Response Directorate）の下に移管され、全米対応調整機能は、緊急事態対応担当次官の機能の一つとなった。

今回の改正により、FEMA長官の直接の管轄下に置かれることとなり、FEMA長官は、全米対応調整機能を維持管理し、運営する権限及び責務を有することになった（第504条(a)(17)参照）。

(10) 全米緊急事態管理システムの開発（第504条(a)(18)参照

(11) 地域局（Regional Office）の統括

全米を10の地域に分け、それぞれの地域にFEMAの部局として1つの地域局（アラスカ並びに太平洋地区及びカリブ海地区には、それぞれ地域局の支部としてそれぞれ1つの地区事務所）を置く（第507条(a)、同(d)参照）。

これらの地域局は、長である地域局長の下に（第507条(b)参照）、地域諮問会議（Regional

Advisory Council）を置き、地域局管轄下の地域に固有の緊急事態関連の問題について検討を進めるとともに（第507条(e)参照）、緊急事態発生時に直ちに対応しうる初動チームを配備する（第507条(f)参照）ほか、地域に属する州、地方、部族の政府、民間部門、非政府組織等と連携した危機管理体制を構築し、全米の緊急事態管理システムの地域における一翼を担うこととされた（第507条(c)参照）。

これらの地域局は、国土安全保障省に統合される前の FEMA の時代から存在しており、合衆国の緊急事態管理の地方本部として機能してきた。今回の HAS の改正で、FEMA の中央の本部と地方の地域局とによる全米の総合的危機管理体制を構築することが連邦法に明記されたのである。

Ⅳ　課題

ハリケーン・カトリーナの最大の被災地となったルイジアナの州知事は、2007年 2 月初めワシントン DC を訪れ、ルイジアナ州の復興を促進するためにルイジアナ州政府と連邦議会とが協力して取り組むべき計画を公表した。その計画で、ルイジアナ州知事は、連邦議会に対し、連邦政府が大災害の責任をとるべくスタフォード法を改正すること、被災地のメキシコ湾岸の住民が支払うことができないほどに急騰した損害保険の保険料を引き下げるために連邦レベルで解決策を講じること、並びに、堤防を含め、危機に瀕している重要な社会基盤の機能の向上及び維持のために優先的に連邦資金を投入することを要請した。

ポスト・カトリーナ緊急事態管理改革法の成立により FEMA を中心とした全米の災害対策関連の組織機構の整備は約束されたかに見える。しかし、その一方で、ルイジアナ州知事が連邦政府に行った要請は、被災者が実質的に立ち直り、被災地が完全に復旧するまでに長期にわたるさらなる取組みが必要とされていることを示している。

この数年、北米大陸ではハリケーン、トルネードといった暴風雨の襲来など自然災害の頻度が高く、かつその規模も大きくなりつつある。そうした自然の脅威の発生そのものを抑えることは不可能である。人間ができることは、そうした自然の脅威に十分な備えをし、被害を最小限に抑え、できるだけ早く復旧することである。

ハリケーン・カトリーナがもたらした災害は、米国がすでに確立していたかに見えた総合的緊急事態管理システムが実質的な効果を発揮しうるものにする備えに怠りや欠陥があったことを如実に示した。そして、そうした怠りや欠陥は、小規模の自然災害の場合には露呈しないが、ひとたび大規模な脅威が生じれば、多大の損害と犠牲をもたらし、その回復には途方もない努力を強いられるということを教訓として残した。

FEMA の組織機構の改編は、そうした教訓に従う連邦政府の努力のひとつであるが、この教訓を真に生かすには、災害対策の組織機構の整備にとどまらない緊急事態対応体制全体の効果的な運用を実際に可能なものとする工夫が不可欠である。

注

＊　本稿で使用したインターネット情報のアクセスは、すべて2007年 2 月末現在である。

(1)　報告書は、U.S. Congress, House Select Bipartisan Committee to Investigate the Preparation for and Response to Hurricane Katrina, *A Failure of Initiative,* 109th Cong., 2nd sess. 2006.2.15＜http://purl.access.gpo.gov/GPO/LPS67263＞

(2)　報告書は、U.S. Senate, Committee on Homeland Security and Governmental Affairs, *Hurricane Katrina: A Nation Still Unprepared,* 109th., 2nd sess. S. Rept. 109-322＜http://purl.access.gpo.gov/GPO/LPS77202＞

(3) 監察総監とは、1978年監察総監法（Act of Oct. 12, 1978, Pub. L. No. 95-452, 92 STAT. 1101）に基づき連邦政府の省庁に置かれ、それぞれの省庁の活動について内部監察を行い連邦議会に報告をすることを任務とする官職である。国土安全保障省には、2002年国土安全保障法により（1978年監察総監法が改正されて）監察総監が置かれた。

(4) 報告書は、The White House, *The Federal Response to Hurricane Katrina: Lessons Learned,* 2006.2.2<http://www.whitehouse.gov/reports/katrina-lessons-learned.pdf>

(5) 報告書は、Office of Inspector General, Department of Homeland Security, *A Performance Review of FEMA's Disaster Management Activities in Response to Hurricane Katrina,* OIG-06-32, 2006.3.31. 〈http://www.dhs.gov/xoig/assets/mgmtrpts/OIG_06-32_Mar06.pdf〉

(6) 2004年7月、連邦政府は危機管理開発会社IEM Inc.（Innovative Emergency Management Incorporated）に委嘱してハリケーン対応演習を行い、災害対策の整備に資する有益な成果があった。このときの仮想ハリケーン・パムはニューオーリンズも被災地とするものであったが、その強さは、2005年8月のハリケーン・カトリーナの規模よりも小さく設定されていた。報告書の指摘は、この点を衝いたものである。

(7) 1996年合同決議（Joint Resolution）により制定された連邦法（Act of Oct. 19, 1996, Pub. L. No. 104-321, 110STAT. 3877）に基づき50州すべてと、コロンビア特別区、プエルト・リコ及びバージン諸島がこの協定に参加した。このような連邦法に基づく災害対策州間協定は、1950年の民間防衛災害対策協定以来のものである。

(8) 国土安全保障省が策定する米国全土をカバーする連邦の基本的な緊急事態対応計画で、連邦と州や地方との調整の枠組みを示す。現在の計画は2005年初めから開始された見直しの過程にあるが、その見直しもハリケーン・カトリーナ災害のような大規模な災害を予測したものではなかった。

(9) 緊急事態発生時の関係政府機関間の調整組織。

(10) 国土安全保障長官を代理して地方における緊急事態管理の監督を行う。国土安全保障大統領指令（Homeland Security Presidential Directive）第5号（2003年2月28日）により国内緊急事態対応の首席連邦職員は国土安全保障長官とされており、同長官は、これに基づく権限に従い下位の連邦政府職員を代理に指名する。

(11) 大惨事が発生した時に全米対応計画National Response Planの計画をさらに効果的なものに強化し、かつ先を見越した積極的なものにするために追加される計画又はその文書。このような文書の公的機関の幹部職員を対象とした版がCatastrophic Incident Supplementである。

(12) 米国内の安全保障関係の情報共有機能の中枢機関。州、地方、部族の政府、民間部門などをカバーする情報網を確立している。テロ関連情報を中心に常に情報収集を行い、収集した情報を各地方の緊急事態司令センター（Emergency Operations Centers）と共有し、米国全土の監視、連邦の有事対応活動の調整に重要な役割を果たす。

(13) 国土安全保障大統領指令第5号（前掲注10参照）により構築が命じられたシステム。米国内で起きる緊急事態に対し、その原因、規模又は複雑度の如何を問わず、連邦、州、地方若しくは部族の政府、又は、民間部門若しくは非政府組織などの対応が一貫性のあるテンプレート（範型）を提供する。

(14) 全米対応計画（Dec. 2004）の付属文書Annex No. 8を指す。この文書での緊急支援機能8とは、緊急事態下にある地域での保健福祉長官を頂点として展開される医療活動の仕組みをいう。

(15) 先住民集団をいう。連邦政府は、部族に一定の自治権を認めている。緊急事態対応に関しても部族政府の自治権が及ぶ。

(16) 前掲注(11)参照。

(17) 審議経過を見ると下院法案HR5316（2006.5.9上程）、同HR5351（2006.5.11上程）及び上院法案

SR3721（2006.7.25上程）がそれぞれの院の報告書を最も良く反映しており、審議の中心となったとみられる。

⑱ Act of Oct. 4, 2006, Pub. L. No. 109-295, 120 STAT. 1355.この法律の正式題名は、Making appropriations for the Department of Homeland Security for the fiscal year ending September 30, 2007, and for other purposes.

⑲ 編年体制定法集成 Statute at Large 第120巻 pp. 1394～1463（約70ページ）。テキスト全体は、109ページに達する。

⑳ 第 VI 編の規定の構成は本稿末尾の別表 1 に掲げる。

㉑ Act of Nov. 25, 2002, Pub. L. No. 107-296, 116 STAT. 2135.

㉒ Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act, Act of Nov. 23, 1988, Pub. L. No. 100-707, 102 STAT. 4689の通称。この法律は、災害時に連邦政府や州政府の救援活動を支援するための諸施策の体系及びその調整について定める。1974年災害救助法（Disaster Relief Act of 1974）Act of May 22, 1974, Pub. L. No. 93-288, 88 STAT. 143の改正法であり、この法律により連邦政府の関連機関の調整を行う機関として連邦緊急事態管理庁が設置された。なお、この法律は、2000年災害軽減法（Disaster Mitigation of 2000）Act of Oct. 30, 2000, Pub. L. No. 106-390, 114 STAT. 1552により改正されている。

㉓ HSA 第 V 編の改正後の構成は、後掲の翻訳（目次）を参照。改正前の第 V 編については、土屋恵司「米国における2002年国土安全保障法の制定」『外国の立法』222号，2004.11, p.9、及び、これに添付された調査及び立法考査局英米法研究会訳「2002年国土安全保障法（抄）」pp.58-59.を参照。

参考文献（注に掲げたものを除く）

・Roberts S. Patricks, “FEMA After Katrina” *Policy Review,* No.137, 2006, June/July. pp.15-33.

別表 1　2007会計年度国土安全保障歳出予算関連法　第VI編の構成［目次］

第VI編　米国緊急事態管理

第601条　略称
第602条　定義
A 章　連邦緊急事態管理庁
第611条　連邦緊急事態管理庁の構造
第612条　法技術的な整合性のための改正
第613条　米国気象庁
第614条　施行期日
B 章　人事条項
第 1 節　連邦緊急事態管理庁人事
第621条　要員の整備
第622条　国土安全保障省における国土安全保障要員ローテーション・プログラムの確立
第623条　国土安全保障省教育プログラム
第624条　緊急増強要員（Surge Capacity Force）
第 2 節　緊急事態管理能力
第631条　州大惨事別動隊
第623条　評価準備のための技術的支援
第633条　緊急事態対応チーム
第634条　都市部における捜索・救援対応システム
第635条　大都市圏医療対応補助金プログラム
第636条　後方支援
第637条　事前配置装備（prepositioned equipment）プログラム
第638条　ハリケーン・カトリーナ及びハリケーン・リタ復旧事務所
第639条　基礎的救命教育
第640条　情報技術システム改善措置
第640a 条　一定の情報の法執行機関への開示
C 章　総合的準備体制
第 1 節　全米準備体制
第641条　定義
第642条　全米での準備
第643条　全米準備目標

第644条　全米準備体制の確立
第645条　全米計画策定の筋書き
第646条　目標とされる能力及び準備の優先順位
第647条　装備及び訓練の標準
第648条　訓練及び演習
第649条　総合的評価システム
第650条　是正措置管理プログラム
第651条　連邦対応能力一覧表
第652条　報告の要件
第653条　連邦での準備
第654条　既存資源の使用

第２節　追加的準備

第661条　緊急事態管理支援協定補助金
第662条　緊急事態管理実行補助金
第663条　全米演習シミュレーション・センター

Ｄ章　緊急事態通信

第671条　緊急事態通信
第672条　緊急事態通信相互運用性互換性管理室（Office for Interoperability and Compatibility）
第673条　緊急事態通信相互運用性研究開発
第674条　911及びE911サービス報告
第675条　留保条項

Ｅ章　スタフォード法の改正

第681条　一般的連邦支援
第682条　全米災害復旧戦略
第683条　全米災害住宅建設戦略
第684条　危険度緩和補助金プログラム方式
第685条　住宅建設支援
第686条　個別支援プログラムの下での最高額
第687条　調整官
第688条　定義
第689条　障害者
第689a条　災害支援における差別の禁止
第689b条　家族再形成（reunification）
第689c条　全米緊急事態家族登録及び居所探知システム
第689d条　個人及び世帯主への連邦援助
第689e条　情報サービスに関連した災害
第689f条　個人及び世帯主への運送支援及び個別事案の対処
第689g条　小規模州・農山村地区問題担当官の指定
第689h条　破損した民間非営利教育施設の修繕、復旧及び建替え
第689i条　個人及び世帯主対象パイロット・プログラム
第689j条　公共支援パイロット・プログラム
第689k条　未使用の一時的住居の処分

Ｆ章　詐欺、浪費及び濫用

第691条　事前契約
第692条　下請け業者の範囲に関する制限
第693条　連邦の災害対策経費についての監督及び説明責任
第694条　地方の会社及び個人の利用
第695条　一定の非競争契約の長さに関する制限
第696条　詐欺、浪費及び濫用の規制
第697条　災害対応契約者の登録
第698条　詐欺防止訓練プログラム

Ｇ章　歳出予算の承認

第699条　歳出予算の承認

（**つちや　けいじ**・前専門調査員）
（本稿は、筆者が在職中に執筆したものである。）

全米緊急事態管理

2006年ポスト・カトリーナ緊急事態管理改革法による改正後の2002年国土安全保障法

第Ⅴ編　全米緊急事態管理　［抄］

Title V National Emergency Management of the Homeland Security Act of 2002 (6 U.S.C. 311 et seq.) as amended according to Subtitle A, Title VI (Post-Katrina Emergency Management Reform Act of 2006) of the Act of Oct. 4, 2006, Public Law No. 109-295. [as extracted]

土屋　恵司訳

第Ⅴ編　全米緊急事態管理

【目次】(注1)

第501条　定義
第502条　定義
第503条　連邦緊急事態管理庁
第504条　権限及び責務
第505条　移管される機能
第506条　連邦緊急事態管理庁の保全
第507条　地域局
第508条　全米諮問会議
第509条　全米統合センター
第510条　資格認定及び資源能力の明示
第511条　全米社会基盤シミュレーション分析センター
第512条　評価計画及び演習
第513条　障害者問題調整官
第514条　省及び庁の幹部職員
第515条　全米司令センター
第516条　首席医務官
第517条　核有事対応
第518条　一定の公衆衛生関連活動の実施
第519条　緊急事態対応における全米民間部門ネットワークの利用
第520条　商業的に利用に供されている技術、物品及びサービスの利用
第521条　戦略的全米備蓄の安全対策措置の構築

第501条　定義(注2)［略］

第502条　定義(注3)

この編において、「核有事対応チーム（Nuclear Incident Response Team）」とは、以下に掲げるものを含む資源をいう。

(1)　核又は放射線による有事の支援機能（事故に関する対応、調査面の対応、助言及び技術的運用の機能を含む。）、放射線緊急支援センター/訓練施設（Radiation Emergency Assistance Center/Training Site（REAS/TS）として周知の医療支援施設における放射線照射機能、放射線支援機能及び関連の機能を遂行するエネルギー省の資源統一体

(2)　これらの機能（放射線緊急事態対応機能を含む。）及び関連の機能を遂行する環境保護庁（Environmental Protection Agency）の資源統一体

第503条　連邦緊急事態管理庁(注4)

(a)　一般規定

国土安全保障省（Department）に連邦緊急事態管理庁（Federal Emergency Management Agency）を置き、長官（Administrator）がこれを指揮する。

(b)　任務

(1)　主要任務

この庁（Agency）の主要任務は、準備（preparedness）、防護（protection）、対応（response）、復旧（recovery）及び被害緩

和（mitigation）についてのリスクに基づく総合的緊急事態管理システム（risk-based comprehensive emergency management system）において国（the Nation）を導き、支えることにより、人命及び財産の損失を軽減し、自然災害、テロ行為及びその他の人為的災害を含むすべての危険から国を守ることにある。

(2) 固有の活動

長官は、この庁の主要任務を支える形で、以下に掲げることを行う。

(A) 大惨事を含め、自然災害、テロ行為及びその他の人為的災害のリスクに向けて準備し、これに対して防護し、これに対応し、これから復旧し、これの被害を緩和するための国の努力を導くこと。

(B) 大惨事を含む、自然災害、テロ行為又はその他の人為的災害に対応するため国の資源を効果的かつ効率的に活用することができる国の緊急事態管理システムを構築するために、州、地方及び部族の政府並びに緊急事態対応従事者（emergency response providers）、並びにその他の連邦の機関、民間部門並びに非政府組織と提携すること。

(C) 必要かつ適切な場合に、大惨事を含む自然災害、テロ行為又はその他の人為的災害における人命の救助、又は財産若しくは公衆衛生及び安全の防護若しくは保全に必須な支援を行うために効果的かつ迅速に行動することができるような連邦の対応能力を開発すること。

(D) 自然災害、テロ行為又はその他の人為的災害という難題に効果的に取り組むため、庁の緊急事態準備、防護、復旧及び被害緩和の責務を統合すること。

(E) 州、地方及び部族の政府、緊急事態対応従事者並びにその他の適切な統一体と共同して地域の優先事項を確認し、それらに取り組む強力な地域局（Regional Offices）を設置し、維持管理すること。

(F) 国土安全保障長官の指導の下で、同省の実質的な範囲の資源の十分な活用のため、沿岸警備隊司令官（Commandant of the Coast Guard）、税関・国境保全局長（Director of Customs and Border Protection）、移民・税関執行局長（Director of Immigration and Customs Enforcement）、全米司令センター（National Operations Center）並びに国土安全保障省のその他の機関及び官署と調整すること。

(G) 自然災害、テロ行為又はその他の人為的災害に対応するために必要な、部族、地方、州、地域及び国の能力（通信能力を含む）を形成するため、資金供与、訓練、演習、技術援助、計画策定及びその他の支援を提供すること。

(H) 自然災害、テロ行為及びその他の人為的災害に対応するために必要な共通の能力を形成し、その一方で、我が国［米国］に最大のリスクをもたらす個別の型の有事に対応するために必要な特別な能力をも形成する準備のために、すべての危険に対するリスクを基盤とした戦略を開発し、その実施を調整すること。

(c) 長官

(1) 一般規定

長官は、上院の助言及び承認に基づき、大統領が任命する。

(2) 資格

長官は、次に掲げる条件を満たす者から任命する。

(A) 緊急事態管理及び国土安全保障についての確かな能力及び知識を有すること。

(B) 5年以上にわたり、公共又は民間いず

れかの部門において経営幹部としての指導及び管理の経験があること。

(3) 報告

長官は、国土安全保障長官に報告をしなければならない。ただし、同省のその他の幹部職員を経由して報告する義務はない。

(4) 緊急事態管理に関する主たる助言者

(A) 一般規定

長官は、大統領、国土安全保障会議（Homeland Security Council）及び国土安全保障長官に対する、合衆国における緊急事態管理に関するすべての問題についての主たる助言者である。

(B) 助言及び勧告

(i) 一般規定

長官は、いかなる問題に関するものであっても、大統領、国土安全保障会議又は国土安全保障長官に助言を行うに当たっては、長官自らが適切と考えるところに従い、大統領、国土安全保障会議又は国土安全保障長官に対し、事案に応じて、当該の問題に関する緊急事態の準備、防護、対応、復旧及び被害緩和の選択肢について知らせなければならない。

(ii) 要請に基づく助言

長官は、緊急事態管理に関する主たる助言者として、ある特定の問題について大統領、国土安全保障会議又は国土安全保障長官が助言を求めたときは、大統領、国土安全保障会議又は国土安全保障長官にそれらの助言を行わなければならない。

(iii) 連邦議会に対する勧告

長官は、国土安全保障長官に通知した後、緊急事態管理に関連して長官が適切と考える勧告を連邦議会に行うことができる。

(5) 閣議の地位

(A) 一般規定

大統領は、自然災害、テロ行為又はその他の人為的災害が生じたときは、長官に閣議（the Cabinet）の一員として仕えるよう命じることができる。

(B) 権限の保持

この規定［(5)］のいかなる文言も、この法律に基づく国土安全保障長官の権限に影響を与えるものと解釈してはならない。

第504条　権限及び責務[注5]

(a) 一般規定

長官は、自然災害、テロ行為又はその他の人為的災害に備えて準備し、これに対抗して防護し、これに対応し、これから復旧し、又はこれに対抗して被害の軽減を図るために必要な連邦の陣頭指揮のための用意を整える。その措置には以下のことが含まれる。

(1) テロリストの攻撃、大災害及びその他の緊急事態に対する緊急事態対応従事者の効果度を確保することを助けること。

(2) 核有事対応チーム（Nuclear Incident Response Team）（この節の規定に従い国土安全保障省の組織単位として活動しているか否かを問わない。）に関しては、次に掲げること。

(A) 基準を定め、これらの基準が満たされたときに認証を行うこと。

(B) 共同及びその他の演習及び訓練を行い、かつ、その実績を評価すること。

(C) エネルギー省（Department of Energy）及び環境保護機関に対し、必要に応じ、国土安全保障の計画策定、演習及び訓練並びに装備のための資金を供与すること。

(3) テロリストの攻撃及び大災害に対する連

邦政府の対応について整備すること。これには、次に掲げることが含まれる。

(A) これらの対応を管理すること。

(B) 国内緊急事態支援チーム（Domestic Emergency Support Team）、全米災害医療システム（National Disaster Medical System）及び核有事対応チーム（この節の規定に従い国土安全保障省の組織単位として活動している場合）を指揮すること。

(C) 大都市圏医療対応チーム（Metropolitan Medical Response Team）を監督すること。

(D) テロリストの攻撃及び大災害が生じたときに戦略的全米備蓄（Strategic National Stockpile）の配備を要請することを含め、連邦対応向け資源を調整すること。

(4) テロリストの攻撃及び大災害からの復旧を援助すること。

(5) これらの攻撃及び災害に対応するため、総合的全米有事管理システムを連邦、州及び地方の要員、機関及び官公署と共に構築すること。

(6) 既存の連邦政府の緊急事態対応計画を単一の調整された全米対応計画（National Response Plan）に一元化すること。

(7) 連邦、州、地方及び部族の政府並びに緊急事態対応従事者による実施が可能で、かつ共同運用が可能な通信能力の獲得を確実なものとすることを助けること。

(8) 大統領がロバート T・スタッフォード災害救援・緊急事態援助法（Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act）（42 U.S.C. 5121 et seq.）に基づく機能を行使することを援助し、かつ同法に基づき長官に与えられたすべての機能及び権限を行使すること。

(9) 人命及び財産の損失を軽減し、以下に掲げる事項についての、リスクを基盤とした総合的緊急事態管理システムにおいて、国を導き、支えることによりすべての危険から国を守ること。

(A) 被害緩和。これは、危険及びその影響から生じた人及び財産に対する長期にわたるリスクを減少させ、又は除去する持続的な行動をとることによる。

(B) 準備。これは、いかなる危険であっても、これに対し効果的に準備をし、その被害を緩和し、これに対応し、かつ、これから復旧するために、緊急事態管理の専門職を構想し、訓練し、かつ形成することによる。

(C) 対応。これは、緊急事態の装備、要員及び補給物資の配備、犠牲者となる恐れのある者の避難、必要がある者に対する食料、水、避難所及び医療の提供、並びに、重要な公共サービスの復旧を通じて人命及び財産を救出するための緊急事態作戦を実施することによる。

(D) 復旧。これは、個人、事業体及び政府が自力で活動し、通常の生活に戻り、将来の危険に対して防護することができるような共同体社会を再建することによる。

(10) 準備、防護、対応、復旧及び被害緩和に関する努力を調整することによる、効率性を向上させること。

(11) 自然災害、テロ行為又はその他の人為的災害への対応に際して緊急事態対応従事者の効果度を確保する助けとなること。

(12) 緊急事態管理庁により運営される補助金プログラムを監督すること。

(13) 全米対応計画に基づく個々の緊急事態支援機能の即応準備を調整し、保証することを含め、全米対応計画の実行を管理し、保

証すること。

⒁　第508条に基づき設けられた全米諮問会議（National Advisory Council）と調整すること。

⒂　連邦政府の次に掲げることのための計画及びプログラムを準備し、実行すること。

Ⓐ　作戦の継続

Ⓑ　統治の継続

Ⓒ　計画の継続

⒃　州、地方及び部族の政府並びに民間部門に適用される計画策定及び報告の要件の重複を、実行可能な限り小さくすること。

⒄　庁の中で全米対応調整センター（National Response Coordination Center）又はその後継組織を維持管理し、運営すること。

⒅　大惨事に備えて準備し、これに対して防護し、これに対応し、これから復旧し、かつ、これの被害を緩和する能力を有する全米の緊急事態管理システムを開発すること。

⒆　大統領が全米準備目標及び全米準備システムに基づく機能を実行することを支援し、かつ、全米準備システムに基づく庁のすべての機能及び権限を行使すること。

⒇　第505条に基づき移管された庁及び国土安全保障省の準備総局（Directorate of Preparedness）のすべての権限を行使すること。

(21)　その他、第503条(b)項に規定された連邦緊急事態管理庁の任務を履行すること。

(b)　すべての危険に対する取組み

長官は、この条に基づく責務を履行するに際し、リスクを基盤としたすべての危険を対象とする戦略の実施を調整しなければならない。自然災害、テロ行為及びその他の人為的災害に備えて準備し、これに対して防護し、これに対応し、これから復旧し、又はその被害を緩和するために必要な共通の能力を形成し、その一方で、国に極めて大きなリスクをもたらす個別の型の有事のリスクに備えて準備し、これに対して防護し、これに対応し、これから復旧し、又はその被害を緩和するために必要な特別な能力を形成すること。

第505条　移管される機能（注6）

(a)　一般規定

連邦緊急事態管理庁には、(b)項で定められたものを除き、以下に掲げるものが移管される。

(1)　庁のすべての機能。これらには、2006年6月1日に組み込まれていた、緊急事態警報システム並びに作戦の継続及び統治の計画及びプログラムの継続についての既存の責務、並びに、その要員、資産、構成組織、権限、補助金プログラム及び負債のすべて、並びに、連邦緊急事態管理担当次官（Under Secretary for Federal Emergency Management）の関連の機能が含まれる。

(2)　2006年6月1日に組み込まれていた準備総局。これには、その機能、要員、資産、構成組織、権限、補助金プログラム及び負債のすべて、並びに、準備担当次官（Under Secretary for Preparedness）の関連の機能が含まれる。

(b)　適用除外

準備総局内の次に掲げるものは移管されない。

(1)　社会基盤防護室（Office of Infrastructure Protection）

(2)　全米通信システム（National Communications System）

(3)　全米サイバーセキュリティ部（National Cybersecurity Division）

(4)　首席医務官室（Office of the Chief Medical Officer）

(5) 上記(1)から(4)までの各号に掲げる各構成組織の機能、要員、資産、構成組織、権限及び負債

第506条　連邦緊急事態管理庁の保全(注7)

(a) 明確な組織体

連邦緊急事態管理庁は、国土安全保障省内に明確な組織体として維持される。

(b) 再編成

連邦緊急事態管理庁には、その機能又は組織単位を含め、第872条(注8)を適用しない。

(c) 任務に対する変更の禁止

(1) 一般規定

国土安全保障長官は、連邦緊急事態管理庁の権限、責務若しくは機能、又は、それらの任務、権限若しくは責務を実行する同庁の能力を実質的に又は著しく弱めてはならない。ただし、2006年ポスト・カトリーナ緊急事態管理改革法の制定の日の後に制定された法律に特に別段の定めをおく場合を除く。

(2) 一定の移管の禁止

連邦緊急事態管理庁の資産、機能又は任務はいかなるものも、国土安全保障省のその他のいずれの組織、単位又は組織体の主要で継続的な利用にも転用してはならない。ただし、同庁の任務を遂行する能力を減じない細部事項又は仕事の割当てを除く。

(d) プログラムの再策定又は資金の移管

国土安全保障長官は、プログラムの再策定又は資金の移管に際し、2007会計年度若しくはそれに続く会計年度の国土安全保障省のプログラムの再策定又は資金の移管に関連する歳出予算を定める法律の適用可能な規定を遵守しなければならない。

第507条　地域局(注9)

(a) 一般規定

連邦緊急事態管理庁に10の地域局を置き、長官がこれを同定する。

(b) 地域局の運営

(1) 地域局長

地域局はそれぞれ、当該の地域の州、地方及び部族の政府の官吏と協議の後、長官により任命される地域局長（Regional Administrator）の指揮に従う。地域局長はそれぞれ、長官に直接報告する責務を負い、かつ、上級行政職（Senior Executive Service）に任じられる。

(2) 資格

(A) 一般規定

地域局長はそれぞれ、緊急事態管理及び国土安全保障における能力及びその知識を有することを立証した個人のうちから任命される。

(B) 検討

長官は、一地域局の一地域局長の選定に際し、[選定対象]者が当該の地域局の管轄下の地理的範囲及び住民の人口統計学上の特徴を熟知しているかを検討しなければならない。

(c) 責務

(1) 一般規定

地域局長は、州、地方及び部族の政府、緊急事態管理官、緊急事態対応従事者、医療提供者、民間部門、非政府組織、複数法域政府間会議、当該の地域局の管轄下の地理的範囲にある地域計画策定委員会及び組織と提携して、この条に基づく地域局長の責務を履行するよう勤務しなければならない。

(2) 責務

地域局長の責務は、以下に掲げることを含む。

(A) 自然災害、テロ行為及びその他の人為

的災害を対象とする効果的で、調整され、かつ統合された、地域の準備、防護、対応、復旧及び被害緩和の活動及びプログラム（計画策定、訓練、演習及び専門家育成を含む。）を確実なものにすること。

(B) 全米の大惨事対応システムのために必要とされる地域の能力の開発を支援すること。

(C) 地域で運用され、かつ相互運用される効果的な緊急通信能力の整備について調整すること。

(D) この条の(f)項に基づき地域内に１又は複数の初動チームを配備し、かつこれを監督し、当該地域内の自然災害、テロ行為及びその他の人為的災害に対する連邦政府の最初の対応活動の中心として任務を遂行すること、並びに、その他の態様により、当該地域内の自然災害、テロ行為及びその他の人為的災害に対応する連邦の対応能力を構築すること。

(E) 全米対応計画を支える戦略的かつ実戦的な地域計画の開発のための責任者を指名すること。

(F) 相互扶助及びその他の共同に関する合意の展開について助成すること。

(G) 特別なニーズをもつ住民に対応するための地域の能力における重大な不足を特定すること。

(H) 地域対応調整センター又はその後継機関を維持し、運営すること。

(I) 長官が要求することができる責務に関するその他の職務を遂行すること。

(3) 訓練及び演習の要請

(A) 訓練

長官は、各地域局長に対し、地域局長の資格を補完するために特定の訓練を定期的に受けることを要請しなければならない。これらの訓練は、必要に応じ、全米有事管理システム、全米対応計画及び長官が決定したその他の主題に関する訓練を含む。

(B) 演習

長官は、各地域局長に対し、必要に応じ、地域及び全米の演習に参加することを要請しなければならない。

(d) 地区事務所

(1) 一般規定

太平洋地区事務所（Area Office for the Pacific）及びカリブ海地区事務所（Area Office for the Caribbean）を置き、当該の地区を所管する地域局の支部とする。

(2) アラスカ

長官は、アラスカ地区事務所（Area Office in Alaska）を置き、その地区を所管する地域局の支部とする。

(e) 地域諮問会議

(1) 設置

地域局長はそれぞれ、地域諮問会議（Regional Advisory Council）を設置する。

(2) 指名

地域局が管轄する地理的範囲内にある州、地方又は部族の政府は、事務局長及び緊急事態管理官を含め、当該地域の地域諮問会議の委員として職務を行う官吏を指名することができる。

(3) 責務

地域諮問会議はそれぞれ、以下に掲げる責務を有する。

(A) 地域局長に対し、当該地域に固有の緊急事態管理の問題について助言すること。

(B) 地域内の州、地方又は部族の政府に特有の地理的、人口統計学的若しくはその他の特徴であって、準備、防護、対応、復旧又は被害緩和をより複雑又は困難に

する可能性のある問題を特定すること。

(C) 地域局長に対し、地域内の州、地方及び部族の政府にとっての準備、防護、対応、復旧及び被害緩和における弱点又は欠陥として地域諮問会議が認識した問題について助言すること。

(f) 地域局初動チーム

(1) 一般規定

地域局長は、他の関連の連邦の機関と調整を行い、ロバート・T・スタッフォード災害救援・緊急事態援助法第303条（42 U.S.C. 5144）に基づき権限を与えられ、以下に掲げる者により構成される複数機関による初動チームを監督しなければならない。

(A) 指名された連邦調整官

(B) 有事管理の訓練を受けた要員

(C) 公共の業務、対応及び復旧並びに通信支援の要員

(D) 防御調整官

(E) その他の連邦機関との連絡要員

(F) 長官又は地域局長が適当と判断したその他の要員

(G) 全米対応計画における緊急支援機能のそれぞれについて主たる責任を負う機関を出身母体とする個人

(2) その他の責務

地域局初動チームに配属された他の関係機関から来た個人の義務は、それらの個人が初動チームの構成員として機能していないときは、これらの個人を雇用する機関の緊急事態準備活動と整合するものでなければならない。

(3) チーム構成員の居所

各地域局初動チームの構成員は、国土安全保障省以外の機関の代表者を含め、主として当該の初動チームに対応する地域内を拠点としなければならない。

(4) 調整

各地域局初動チームは、当該の初動チームの訓練及び演習を、自然災害、テロ行為又はその他の人為的災害が発生したときにその初動チームが支援しなければならない州、地方及び部族の政府並びに民間部門及び非政府組織と調整しなければならない。

(5) 準備

各地域局初動チームは、通常の基準による一単位として訓練を受け、大惨事発生を含め、自然災害、テロ行為及びその他の人為的災害に対応するためによく準備された装備及び要員配備が行われなければならない。

(6) 権限

長官は、制定法に基づく権限がこの項に基づく初動チームにおける準備及び個人の配置のためには不適当であると判断したときは、長官が必要と判断した制定法に基づく追加の権限に関して連邦議会に報告をしなければならない。

第508条　全米諮問会議[注10]

(a) 設置

長官は、2006年ポスト・カトリーナ緊急事態管理改革法の制定の日から60日以内に、自然災害、テロ行為及びその他の人為的災害に対する連邦の準備、防護、対応及び被害緩和についての効果的かつ現在進行中の調整を確実なものにするため第871条(a)項に基づく諮問組織を設置し、これを「全米諮問会議（National Advisory Council）」として周知させる。

(b) 責務

全米諮問会議は、緊急事態管理のすべての局面について長官に助言を与えなければならない。全米諮問会議は全米の準備目標、全米の準備システム、全米有事管理システム（National Incident Management Sys-

tem)、全米対応計画並びにその他の関連の計画及び戦略の開発及び改訂に際して、州、地方及び部族の政府並びに民間部門の力の導入を受け入れなければならない。

(c) 委員

(1) 一般規定

全米諮問会議の委員は、長官が任命し、実行可能な限り、公務員、緊急事態管理者並びに州、地方及び部族の政府、民間部門並びに非政府組織、並びに、必要に応じて以下に掲げる者を含めたものについて、地理的（都市部及び農村部を含む）かつ実質的な特徴を代表しなければならない。

(A) 緊急事態管理の分野及び緊急対応従事者から選出された委員。消防、法執行、危険物対応、緊急医療及び緊急事態管理要員又はこれらの個人を代表する組織を含む。

(B) 保健科学者、緊急及び入院医療の提供者並びに公衆衛生専門家

(C) 連邦、州、地方及び部族の政府、並びに民間部門出身の専門家であって、基準設定及び資格認定組織を代表する者。自主的合意による規範及び基準を展開する社会の代表者、特に、緊急事態準備及び対応の分野における専門知識を有する者を含む。

(D) 州、地方及び部族の政府の官吏であって、準備、防護、対応、復旧及び被害緩和における専門知識を有する者。事務局長を含む。

(E) 公選による州、地方及び部族の政府の行政官

(F) 公共部門及び民間部門の社会基盤防護、サイバーセキュリティ及び通信における専門家

(G) 障害者及びその他の特別なニーズを持つ住民の代表

(H) 長官が適当であると判断するその他の個人

(2) 保健、福祉及び運輸の各省との調整

長官は、全米諮問会議の委員に保健又は緊急医療事務の専門家を選任するに際し、保健福祉長官（Secretary of Health and Human Services）及び運輸長官（Secretary of Transportation）と共同して職務を遂行しなければならない。

(3) 官職指定による委員

長官は、連邦政府の１又は複数の職員を指定し、全米諮問会議の官職指定委員としての任に就けなければならない。

(4) 任期

(A) 一般規定

次の規定(B)に定める場合を除き、全米諮問会議の各委員の任期は３年とする。

(B) 会議発足時の任命の場合

全米諮問会議に最初に任命された委員の任期は次に掲げるところによる。

(i) ３分の１は、１年の任期の任命とする。

(ii) ３分の１は、２年の任期とする。

(d) 連邦諮問委員会法の適用

(1) 一般規定

［この法律の］第871条(a)の規定にかかわらず、［この項の次の規定］(2)号に従い、連邦諮問委員会法（Federal Advisory Committee Act（5 U.S.C. App.））[注11] 第10条[注12](a)項、(b)項及び(d)項並びに合衆国法典第５編第552b条[注13](c)項は、全米諮問会議に適用する。

(2) 期限

連邦諮問委員会法第14条[注14](a)項(2)号は、全米諮問会議には適用しない。

第509条　全米統合センター[注15]

(a) 一般規定

緊急事態管理庁に全米統合センター

（National Integration Center）を置く。

(b) 責務

(1) 一般規定

長官は、全米統合センターを通じ、かつ、その他の連邦政府の省及び機関並びに全米諮問会議と協議して、全米有事管理システム、全米対応計画及びこれらを継承したシステム又は計画の現在進行中の維持及び管理を確実なものにしなければならない

(2) 固有の責務

全米統合センターは、全米有事管理システム及び全米対応計画を定期的に審査し、以下に掲げることを含め、必要に応じて改訂しなければならない。

(A) 全米・コミュニティ・サービス公社（Corporation for National and Community Service）[注16]の長と協議し、ボランティア及び寄付をよりよく利用するための手順を整備すること。

(B) 連邦、州、地方及び部族の資源の利用を向上させ、緊急事態の場面における緊急事態対応従事者の効果的な利用を保証すること。

(C) 大惨事付属文書（Catastrophic Incident Annex）[注17]を改訂し、かつ全米対応計画の大惨事補追文書（Catastrophic Incident Supplement）[注18]を発すること、並びに、両者が大惨事における対応義務を効果的に履行すること。

(c) 有事管理

(1) 一般規定

(A) 全米対応計画

国土安全保障長官は、緊急事態管理長官を介して行動し、全米対応計画が自然災害、テロ行為又はその他の人為的災害に対する連邦の対応を導き、調整するための明確な一連の指令を定めなければならない。

(B) 長官

全米対応計画において明記された一連の指令は、次に掲げる条件に従わなければならない。

(i) 自然災害、テロ行為及びその他の人為的災害に関連して、［この法律の］第503条(c)項(4)号に基づく大統領、国土安全保障会議及び国土安全保障長官に対する主たる緊急事態管理助言者としての長官の役割、並びに、2006年ポスト・カトリーナ緊急事態管理改革法及び同法による改正に基づく長官の責務と整合する長官のための役割を定めること。

(ii) ロバートＴスタッフォード災害救援・緊急事態援助法第302条(b)項（42 U.S.C. 5143(b)）に基づく責務と整合する連邦調整官（Federal Coordination Officer）の役割を定めること。

(2) 首席連邦職員

首席連邦職員（Principal Federal Official）（又はその後継者）は、次に掲げることをしてはならない。

(A) 緊急事態発生時に確立された緊急指令系統に指令を与え、又はこれを差し替えること。

(B) 上席連邦法執行官、連邦調整官又はその他の連邦及び州の官吏に対し指令権限を行使すること。

第510条　資格認定及び資源能力の明示[注19]

緊急事態管理庁長官は、緊急事態管理援助協定（Emergency Management Assistance Compact）、州、地方及び部族の政府、並びに、緊急事態対応従事者を代表する組織の各管理者との間において、自然災害、テロ行為及びその他の人為的災害に対応するために必要とされる可能性のある要員についての資格認定（credentia-

ling）並びに資源［の能力について］の明示（typing）を含め、配備能力の基準の開発に共同して取り組むことに合意する覚書の締結を行わなければならない。

第511条　全米社会基盤シミュレーション分析センター[注20]

(a)　定義

この条において、「全米社会基盤シミュレーション分析センター（National Infrastructure Simulation and Analysis Center）」とは、アメリカ合衆国反テロ法（USA PATRIOT Act）第1016条(d)項（42 U.S.C. 5195c(d)）に基づき設置された全米社会基盤シミュレーション分析センター（National Infrastructure Simulation and Analysis Center[注21]）をいう。

(b)　権限

(1)　一般規定

国土安全保障省に、以下に掲げる事項に関する活動の支援を通じて重要社会基盤の防護及び継続に取り組む全米の専門知識の源泉として活動する全米社会基盤シミュレーション分析センターを置く。

(A)　テロ対策、脅威分析評価及びリスク緩和

(B)　自然災害、テロ行為又はその他の人為的災害

(2)　社会基盤モデル作成

(A)　特定の支援

前号(1)に基づき用意された支援は、準備、防護、対応、復旧及び被害緩和を強化するための、重要社会基盤を構成するシステム及び資産のモデル作成、シミュレーション及び分析を含む。

(B)　他の機関との関係

国土安全保障大統領指令第7号（Homeland Security Presidential Directive 7[注22]）又はこの指令を継承する規定に基づき重要社会基盤に関する責務を有する連邦の省及び機関はそれぞれ、情報共有に関する合意を含め、これらの省又は機関の構成組織と全米社会基盤シミュレーション分析センターとの間で、国土安全保障省を介して、正式な関係を形成しなければならない。

(C)　目的

(i)　一般規定

前記規定(B)に基づく関係の目的は、前記(B)に定められた連邦の省及び機関それぞれが、全米社会基盤シミュレーション分析センターの能力（特に、脆弱性及び因果関係についての分析能力）を、その作業量及び優先順位に応じて、通報があり、かつ対策が策定された自然災害、テロ行為及びその他の人為的災害に対する即時の対応のために、最大限に活用することを認めることにある。

(ii)　一定の支援の受入れ

この項に基づき提供されるモデル作成、シミュレーション及び分析は、国土安全保障大統領指令第7号又は同指令を継承した指令に基づく重要社会基盤に関わる責務を有する連邦の省及び機関を含め、関連の連邦の省及び機関に対して提供される。

第512条　評価計画及び演習[注23]

(a)　一般規定

他の法規定にかかわらず、この条の(d)項に従い、国土安全保障省により州の国土安全保障補助金プログラム（State Homeland Security Grant Program）又は都市地区安全保障イニシアティブ（Urban Area Security Initiative）を通じて州、地方又は部族の政府に

交付された補助金は、以下に掲げることに利用することができる。

(1) 自然災害、テロ行為又はその他の人為的災害の発生時の次項(b)に基づく集団避難計画の整備及び維持のための計画を確定すること。

(2) 避難経路の整備及び必要な生活必需品及び避難所の購入及び備蓄を含め、これらの計画の実行のための準備をすること。

(3) これらの計画の演習を実施すること。

(b) 計画の整備

前項(a)に基づき権威が認められた集団避難計画の整備に当たり、州、地方又は部族の政府はそれぞれ、実行可能な最高限度まで、以下に掲げることを行わなければならない。

(1) 緊急司令及び意思決定の手続きを確立すること。

(2) 州、地方及び部族の政府の計画が、避難経路を含め、調整され、統合されたものになることを保証すること。

(3) 避難経路を両方向交通から一方通行に変更するというように経路に沿った避難能力の向上のために、避難経路及び方法について主たるものと代替のものとを同定すること。

(4) 大量の公共運輸能力の利用、並びに、病院、療養施設及びその他の宿泊収容施設に居る者を対象としたものを含む全住民対象の避難計画を調整し、統合することを含め、避難者の運送の方法及び能力を確認すること。

(5) 避難の前及び避難を行っている間に避難計画を以下に掲げる者を含む公衆に知らせるための手続きを整備すること。

(A) 障害又はその他の特別なニーズをもつ者

(B) 英語の習熟度が低い者

(C) 他の態様ではこれらの情報を得ることが困難な者

(6) 避難所の場所及び能力を確認すること。

(c) 援助

(1) 一般規定

長官は、この条を運用するため及び州、地方及び部族の区域を対象とした効果的な集団避難計画策定を保証するために適切と判断された指針、基準又は要件を定めることができる。

(2) 要請による援助

長官は、州、地方又は部族の政府の要請があったときに、特別なニーズを有する者を収容する病院、療養施設及びその他の施設がこの条に基づき当該の州、地方又は部族の政府により策定された計画に調整され、統合された集団避難計画を確立し、維持し、かつ演習することを援助するために、援助を実行することができるようにしておかなければならない。

(d) 多目的資金

この条は、州、地方又は部族の政府が自然災害又はテロ行為とは関係のない人為的災害を対象とした準備を強化するかたちで補助金を使用する場合に、これらの使用がこれらの政府によるテロ行為に対する備えの能力の整備を援助するものであるときには、こうした使用を妨げるように解釈してはならない。

第513条　障害者問題調整官(注24)

(a) 一般規定

長官は、障害を有する者を代表する諸団体、全米障害者会議（National Council on Disabilities）並びに大統領行政命令第13347号（6 U.S.C. 312 note）に基づき設置された準備及び障害者に関する機関間調整会議（Interagency Coordinating Council on Preparedness and Individuals with Disabilities）との協議の後、障害者問題調整官（Disability

Coordinator）を任命する。障害者問題調整官は、障害を有する者のニーズが緊急事態準備及び災害救援において適切に対処されることを保証するために、長官に直接報告をしなければならない。

(b) 責務

障害者問題調整官は、以下に掲げることを責務とする。

(1) 自然災害、テロ行為又はその他の人為的災害の発生時の緊急計画策定要件及び救援活動における障害者に関連した問題について指針を策定すること及び調整をすること。

(2) 連邦緊急事態管理庁、全米障害者問題会議、大統領行政命令第13347号（6 U.S.C. 312 note）に基づき設置された準備及び障害者に関する機関間調整会議、その他の連邦政府に機関並びに自然災害、テロ行為又はその他の人為的災害の発生時の緊急計画策定要件及び救援活動における障害者のニーズに関して州、地方及び部族の政府の官公署のスタッフと交流すること。

(3) 自然災害、テロ行為又はその他の人為的災害の発生時の緊急計画要件及び救援活動における障害者のニーズについて障害者の利害及び権利を代表する団体と協議すること。

(4) 障害者のための成功事例及びモデル評価計画の調整及び普及を保証すること。

(5) 緊急事態対応従事者、州、地方及び部族の政府の官吏並びにその他の者を対象とした障害者のニーズについての訓練の教材及びカリキュラムの開発を保証すること。

(6) 緊急事態準備、避難及び災害救援に関する電話ホットライン及びウェブサイトの接続を普及させること。

(7) 放送会社、有線放送会社及び衛星テレビ放送会社を含め、ビデオ番組頒布者が緊急情報を聴覚障害及び視覚障害を有する者の利用に供することが確実にできるように務めること。

(8) 避難の際に障害者のために利用することができる交通手段の選択肢を確保すること。

(9) 避難後の住居及び移転に関する障害者の権利及び希望が尊重されることを保証する指針を策定し、政策を実行すること。

(10) 障害者のニーズを満たすことが2006年ポスト・カトリーナ緊急事態管理改革法第644条[注25]に基づき整備される全米準備システムの構成要素に含まれることを保証すること。

(11) 長官により課されたその他の職務

第514条　省及び庁の幹部職員[注26]

(a) 長官補佐

大統領は、上院の助言と承認を得て、長官がこの編の規定を施行することを助けるため、4人以下の長官補佐を任命することができる。

(b) サイバーセキュリティ及び通信

国土安全保障省にサイバーセキュリティ・通信担当次官補（Assistant Secretary for Cybersecurity and Communications）を置く。

(c) 合衆国消防庁

合衆国消防庁（U.S. Fire Administration）の長官は、国土安全保障省の次官補と同等の地位を有する。

第515条　全米司令センター[注27]

(a) 定義

この条において、「状況認識（situational awareness）」とは、緊急事態管理官及び意思決定権者に連絡をとる場合、緊急事態管理の意思決定のための根拠を形成することができ

る多様な情報源から収集した情報をいう。

(b) 設置

全米司令センター（National Operations Center）は、国土安全保障省の主たる司令センターであり、以下に掲げることを任務とする。

(1) 連邦政府全体、並びに、必要に応じて州、地方及び部族の政府のために、自然災害、テロ行為又はその他の人為的災害の発生時に状況認識及び共通の司令状況を提供すること。

(2) 重大なテロリズム及び災害に関連した情報が政府の意思決定権者に届くことを保障すること。

第516条　首席医務官(注28)

(a) 一般規定

国土安全保障省に首席医務官（Chief Medical Officer）を置き、大統領が上院の助言と承認を得てこれを任命する。

(b) 資格

首席医務官として任命された者は、医療及び公衆衛生の立証された能力及び知識を有する者でなければならない。

(c) 責務

首席医務官は、国土安全保障省内において以下に掲げることを含めた、自然災害、テロ行為及びその他の人為的災害に関連する医事問題に主たる責任を有する。

(1) 国土安全保障長官及び連邦緊急事態管理庁長官に対し、医療及び公衆衛生問題に関する主たる助言者として仕えること。

(2) 国土安全保障省の生物兵器防衛活動を調整すること。

(3) 国土安全保障省の、訓練、演習及び装備支援を含むすべての医療準備及び対応活動の内部及び外部の調整を確かなものにすること。

(4) 農務省（Department of Agriculture）、国防総省（Department of Defense）、保健福祉省（Department of Health and Human Services）、運輸省（Department of Transportation）、退役軍人省（Department of Veterans Affairs）及びその他の連邦の省又は機関との医療及び公衆衛生問題に関する国土安全保障省の主たる連絡窓口としての役割を務めること。

(5) 州、地方及び部族の政府、医学界及び国土安全保障省内外のその他の者に向けた、医療及び公衆衛生問題に関する国土安全保障省の主たる連絡窓口としての役割を務めること。

(6) 科学技術担当次官（Under Secretary for Science and Technology）との調整により、バイオシールド・プロジェクト（Bioshield Project）(注29)に関連する国土安全保障省の責務を果たすこと。

(7) 国土安全保障長官が要請するこれらの責務に関連するその他の職務を遂行すること。

第517条　核有事対応(注30)

(a) 一般規定

核有事対応チームは、（現実の、若しくは脅威としてのテロリストの攻撃、大災害又はその他の合衆国における緊急事態と関連して）国土安全保障長官の指揮に基づき、国土安全保障省の一組織単位として活動する。核有事対応チームは、その行動の間は、国土安全保障長官の指揮、権限及び統率に服する。

(b) 解釈の規則

この編の規定は、エネルギー長官（Secretary of Energy）及び環境保護庁長官（Administrator of the Environmental Protection Agency）が、核有事対応チーム内の各自の統一体を編成し、訓練し、装備し、利

用し、又は（この編の規定に従い）それらが国土安全保障省の単位として行動していないとき、それらを指揮し、権限に服せしめ、統率する通常の責任を制限するものと解釈してはならない。

第518条　一定の公衆衛生関連活動の実施(注31)

(a)　一般規定

保健福祉長官は、保健福祉省（公衆衛生局（Public Health Service）を含む。）により実施される化学、生物、放射線及び核並びにその他の新たに発生するテロリストの脅威に対する、州、地方及び病院の準備及び対応を強化するためのすべての公衆衛生関連活動に関連して、国土安全保障長官と共同したこれらの活動のために、優先順位及び準備目標を設定し、さらに、調整された戦略を開発しなければならない。

(b)　進展度の評価

保健福祉長官は、この条の(a)項を履行するに当たり、国土安全保障長官と共同して、同項で定める優先順位及び目標の達成に向けた進展度を評価するための明確な基準及び成果指標の開発に取り組まなければならない。

第519条　緊急事態対応における全米民間部門ネットワークの利用(注32)

国土安全保障長官は、実行可能な最大限度まで、化学、生物、放射線、核又は爆発による災害及びその他の大規模な災害に対する緊急対応のために全米の民間部門のネットワーク及び社会基盤を利用しなければならない。

第520条　商業的に利用に供される技術、物品及びサービスの利用(注33)

連邦議会は、以下の意向を有する。

(1)　国土安全保障長官は、国土安全保障省の情報技術システムにより同省が複数通信路で確実に伝わる情報を収集し、管理し、共有し、分析し、伝播させることができるように保証するために、可能な最大限度まで、商業的に開発された技術を利用しなければならない。

(2)　国土安全保障長官は、民間部門と商業的に競合することを回避する合衆国の政策を進展させるために、国土安全保障省が必要とする物品及びサービスの商業的供給源に依らなければならない。

第521条　戦略的全米備蓄のための安全対策措置の調達(注34)

(a)　歳出予算の承認

公衆衛生サービス法（Public Health Service Act）第319F-2条(c)項（42 U.S.C. 247d-6 b (c)）に基づく安全対策（この条において「安全対策プログラム（security countermeasures program）」という。）の調達のために、2004会計年度から2013会計年度まで最高55億9300万ドルの歳出予算を承認する。この歳出予算額のうち34億1800万ドルを超えない金額は、2004会計年度から2008会計年度までの間に使用することができ、そのうちの８億9000万ドルを超えない金額は、2004会計年度中に使用することができる。

(b)　特別予備費

「特別予備費（Special Reserve Fund）」とは、安全対策プログラムの目的のために、(a)項に基づく「生物兵器防衛対策（Biodefense Countermeasures）」又は　その他の歳出予算をいう。

(c)　使用の条件

(a)項に基づく歳出予算額は、安全対策プログラムに基づく調達のために、同プログラムの(6)(B)の規定に従う調達のための使用について大統領の承認があった場合に限り、使用可能となる。

(d) 関連の歳出予算の承認

(1) 脅威評価能力

安全対策プログラムに基づくテロ脅威評価についての国土安全保障長官の責務を履行することを目的として、2004会計年度から2006会計年度までの各会計年度について、情報分析社会基盤防護総局（Directorate for Information Analysis and Infrastructure Protection） 内に専門家を雇い入れ、化学、生物、放射線及び核の脅威の評価（化学、生物、放射線及び核の作用物質、これらの作用物質を兵器として作り、又はテロリストの攻撃に使用することができるようにする手段、並びに、これらの作用物質を保有し、若しくは入手することが可能なテロリスト及びその他の非国家主体の能力、計画及び意図についての分析を含むが、これに限定されない。）に責任を有する分析担当官に任ずるために必要な金額の歳出予算を承認する。これらの分析担当官はすべて、中央情報局長（Director of Central Intelligence）が1947年国家安全保障法（National Security Act of 1947）第104条[注35]に従い公布する情報分析活動についての適用基準及び資格に適合しなければならない。

(2) 情報活動共有基盤

2004年プロジェクト・バイオシールド法（Project Bioshield Act of 2004）[注36]の制定の日［2004年7月21日］から180日以内に、情報分析社会基盤防護次官（Under Secretary for Information Analysis and Infrastructure Protection）が第II編（Title II）A章（Subtitle A）に基づく権利を有するすべての極秘扱いの情報及び成果物を受け取るために十分な安全な設備（情報技術及び物理的基盤を含む。これらは、可動性のものか、一時的なものか恒久的なものかを問わない。）の取得及び開発を実現することを目的として、2004会計年度から2006会計年度までの各会計年度について必要な金額の歳出予算の計上を承認する。

注

＊ ［ ］内は訳者による補記である。

(1) 目次は、ポスト・カトリーナ緊急事態管理改革法第612条(e)項（6 U.S.C. 313 note）による。

(2) 新設。

(3) 改正前の第506条を移行。

(4) 新設。

(5) 改正前の第502条を移行。さらに一部を改正。

(6) 新設。

(7) 新設。

(8) 6 USC 452, 116 STAT. 2243.国土安全保障長官の組織再編に関する権限について定める規定。

(9) 新設。

(10) 新設。

(11) Act of Oct. 6, 1972, Pub. L. No. 92-463, 86 STAT. 770 et al.

(12) 諮問委員会の手続き等に関する規定。

(13) 行政手続関係規定中の会議の公開に関する規定。

(14) 諮問委員会の存続期限に関する規定。

(15) 新設

(16) 全国地域社会サービス公社。1993年全国地域社会サービス・トラスト法により設立された組織体であるが、その基盤は、1973年に公認された地域社会のボランティア活動とコミュニティサービスを推進する団体 ACTION と、1990年に設立された連邦政府機関全国地域社会サービス委員会（Commission on National and Community Service）によって築かれた。設立の目的、沿革、活動状況の詳細は、Web サイト＜www.nationalservice.org＞を参照。

(17) 解説注(11)参照。

(18) 同上。

(19) 新設。

(20) 新設。

(21) 米国社会基盤シミュレーション分析センター。このセンターの活動の意義及び現状については、藤井章博「重要な社会基盤防護に関する米国の研究開発動向」『科学技術動向』70号、2007.1を参照。この文献は、文部科学省科学技術政策研究所 Web サイト＜http://www.nistep.go.jp＞で入手することができる。

(22) 重要社会基盤の安全保障に関する大統領指令第７号（2003年12月17日発布）。大統領指令 Presidential Directive は、大統領行政命令（Executive Order）の一種であり、国家安全保障会議（National Security Council）の同意を得て大統領が発する国の安全保障に関わる大統領の命令である。国土安全保障大統領指令（HSPD）は、ブッシュ大統領が2001年９月の米国本土同時多発テロ事件を契機として発することとした大統領指令であるが、上記の大統領指令とは異なり、国家安全保障会議の同意ではなく、国土安全保障会議（Homeland Security Council）の同意を得て発せられることとされている。なお、HSPD 第１号は、2001年10月29日に発せられた。

(23) 新設。

(24) 新設。

(25) 6 U.S.C. 744, 120 STAT. 1425.大統領が、連邦緊急事態管理長官を介して全米準備システムを開発することを定めた条項。そのシステムを構成する要素として、目標達成能力及び準備の優先順位、装備及び訓練の基準、訓練及び演習、総合的評価システム、救援活動管理プログラム、連邦対応能力保有状況調査、報告の要件、連邦の準備、の８つの項目を掲げる。

(26) 新設。

(27) 設。

(28) 新設。

(29) バイオシールド・プロジェクトとは、2004年プロジェクト・バイオシールド法（後掲注27参照）に基づく、生物兵器によるテロ攻撃に対抗するための国家プロジェクト。2004年７月21日成立のプロジェクト・バイオシールド法に基づく。生物剤の侵入を阻止するために医師その他の医療専門家の訓練、並びに、炭そ菌、エボラ、ペスト、天然痘など致死性の病原菌のワクチン開発に連邦資金を提供する。2003年１月のブッシュ大統領の一般教書演説でこの法律の制定が提案された。

(30) 改正前の第504条を移行。

(31) 改正前の第505条を移行。

(32) 改正前の第508条を移行。

(33) 改正前の第509条を移行。

(34) 改正前の第510条を移行。改正前の第510条は、Act of July 21, 2004, Public Law No. 108-276, 118 STAT. 835（2004年プロジェクト・バイオシールド法）第３条(b)項により追加された。

(35) この条は、Sec. 1011(a)、Title I of the Act of Dec. 17, 2004, Pub. L. No. 108-458, 118 STAT. 3660により廃止された（6 U.S.C. 320 note 参照）。

(36) 前掲注(34)参照。

（つちや　けいじ・前専門調査員）

（本稿は、筆者が在職中に執筆したものである。）